

# 令和8年1月1日から 林野火災注意報・警報の運用が開始

令和7年2月に岩手県で発生した大船渡市林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始しています。

## 林野火災注意報

- ・林野火災の危険が高まる気象状況（発令基準）のときに発令
- ・発令中は、**屋外における「火の使用の制限」**について「**努力義務**」となります。

発令基準は、次のいずれかに該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
  - ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表
- （備考）当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともあります。

## 林野火災警報

- ・林野火災注意報に加え、林野火災の予防上さらに危険な気象状況となった場合に発令
- ・発令中は、**屋外における「火の使用の制限」**について「**義務**」となります。

発令は、「林野火災注意報が発令されている状態で、強風注意報が発表された場合」

## 屋外における「火の使用の制限」について

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火（花火）を行わないこと
- (3) 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、爆発しやすい物や燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと
- (5) たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること

※ 林野火災警報発令中に「火の使用の制限」に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留に科されることがあります。

## 発令時期について

毎年1月～5月

## 発令区域について

豊田市を東部と西部に分け、連続して森林のある地域を対象に発令します。(地区は中学校区で記載)

東部：足助地区・下山地区・稲武地区・旭地区

西部：石野地区・松平地区・藤岡南地区・藤岡地区・小原地区

豊南地区・高橋地区・保見地区・猿投地区・猿投台地区・美里地区・  
益富地区(宝来町除く。)

※下線の地区については、下記の町名が対象です。

豊南地区(琴平町、渡合町、宮前町、室町)・猿投地区(加納町、猿投町、本徳町)

高橋地区(池田町、手呂町、扶桑町、矢並町、山中町、京ヶ峰、市木町、岩滝町、双美町)

保見地区(大畑町、篠原町、広幡町、八草町、田糲町、保見町)

猿投台地区(勘八町、枝下町、西広瀬町)・美里地区(野見山町、東山町)

## 発令時の周知方法について

- ・市ホームページ
- ・防災ラジオ
- ・消防車両による広報
- ・緊急メールとよた

### ●緊急メールとよた 登録方法

緊急情報や気象情報を登録いただいたメールアドレスに配信するサービスです。

① 右のコードを読み取り登録サイトへ。

② 登録サイトにある【空メールを送信する】ボタンを押し、空メールを送信します。

※メールが起動しない場合は、手動で「[t-toyota-city@sg-p.jp](mailto:t-toyota-city@sg-p.jp)」へ空メール送信

③ 「登録方法のご案内」が届くので、本文にあるURLにアクセスし、利用規約を確認の上、「配信カテゴリ」の最下段「消防情報」を選択します(火災情報取得の場合)

④ 登録内容を確認し、登録ボタンを押すと登録完了となります。

【緊急メールとよた登録サイト】→

<https://plus.sugumail.com/usr/toyota-city/home>

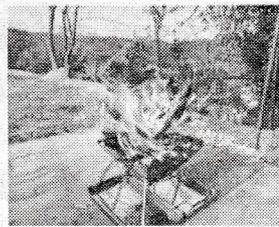
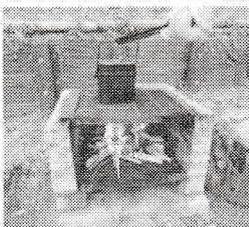


## 「火災と紛らわしい届出」について

たき火等、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、消防署に届け出なければなりません。(火災予防条例第56条)

※届出書の提出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

<たき火に該当すると考えられる行為(一例)>



問い合わせ先 豊田市消防本部予防課

☎ 35-9703 FAX 35-9719

Eメール [shoubou-yobou@city.toyota.aichi.jp](mailto:shoubou-yobou@city.toyota.aichi.jp)

「林野火災注意報・林野火災警報の新設と発令について — 豊田市火災予防条例改正」

URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/bouka/1072212.html>

